

【一般コミュニティ助成事業補助金】 申請～補助金交付までのながれ

| | |
|----------------------|---|
| 令和7年 9月25日 までに | ①『美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書』の提出 【自治会→市】 事業を行う前年度の 令和7年9月25日(木) までに「美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書」を提出していただきます。 <u>申請書一式は市ホームページに掲載していますが、印刷した書類の送付を希望される場合は、まちづくり課までご連絡ください。</u> |
|----------------------|---|



| | |
|-------------------|---|
| 選考・抽選 (優先順位決定) | ②自治総合センターへの申請自治会選考【市→自治会】 提出いただいた計画書の内容をもとに、事業の必要性等について審査し優先順位を決定します。なお、同順位の場合は、 <u>令和7年10月3日(金)に生涯学習センター(時間及び部屋は対象自治会に通知します)</u> に集まり、自治会の代表者のくじ引きによる抽選を行い、優先順位を決定します。 |
|-------------------|---|



令和8年

| | |
|------|--|
| 4月中旬 | ③助成事業採否決定【市→自治会】 助成事業の採否決定を自治会長へ文書にてお知らせします。 |
|------|--|



| | |
|-------|--|
| 事業着手前 | ④補助金交付申請書など関係書類の提出【自治会→市】 令和8年5月以降、補助金の交付にかかる必要書類を <u>事業着手前に提出</u> していただきます。 |
|-------|--|



| | |
|-------------|---|
| 補助金交付申請書提出後 | ⑤補助金交付決定通知書の送付【市→自治会】 提出いただいた補助金交付申請書に基づき、補助金の額を決定する通知書を自治会長あてに送付します。 |
|-------------|---|



| | |
|------|--|
| 事業着手 | ⑥事業の開始【自治会】 <u>備品等購入後の写真が必要ですので注意してください。</u> |
|------|--|



| | |
|-------|--|
| 事業完了後 | ⑦実績報告書の提出【自治会→市】 事業完了後、実績報告書を提出していただきます。 「実績報告書」などの用紙は、⑤補助金交付決定通知書の送付時に一緒にお送りします。 |
|-------|--|

【コミュニティセンター助成事業補助金】 申請～補助金交付までのながれ

| | |
|----------------------|---|
| 令和7年 9月25日 までに | ①『美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書』の提出 【自治会→市】 事業を行う前年度の 令和7年9月25日(木) までに「美濃加茂市コミュニティ助成事業補助金実施計画書」を提出していただきます。申請書一式は市ホームページに掲載していますが、 <u>印刷した書類の送付を希望される場合は、まちづくり課までご連絡ください。</u> |
|----------------------|---|



| | |
|-------|---|
| 選考・抽選 | ②自治総合センターへの申請自治会選考【市→自治会】 提出いただいた計画書の内容をもとに、事業の必要性等について審査し申請自治会を決定します。なお、同順位の場合は、 <u>令和7年10月3日(金)に生涯学習センター(時間及び部屋は対象自治会に通知します)</u> に集まり、自治会の代表者のくじ引きによる抽選を行い、申請自治会を決定します。 |
|-------|---|



令和8年

| | |
|------|--|
| 4月中旬 | ③助成事業採否決定【市→自治会】 助成事業の採否決定を自治会長さんへ文書にてお知らせします。 |
|------|--|



| | |
|-------|--|
| 事業着手前 | ④補助金交付申請書など関係書類の提出【自治会→市】 令和8年5月以降、補助金の交付にかかる必要書類を <u>事業着手前に提出</u> していただきます。 |
|-------|--|



| | |
|-------------|---|
| 補助金交付申請書提出後 | ⑤補助金交付決定通知書の送付【市→自治会】 提出いただいた補助金交付申請書に基づき、補助金の額を決定する通知書を自治会長さんあてに送付します。 |
|-------------|---|



| | |
|------|--|
| 事業着手 | ⑥事業の開始【自治会】 <u>建設完了後、認可地縁団体名の所有権保存登記を令和9年3月31日までに完了してください。</u> |
|------|--|



| | |
|-------|--|
| 事業完了後 | ⑦実績報告書の提出【自治会→市】 事業完了後、実績報告書を提出していただきます。 「実績報告書」などの用紙は、⑤補助金交付決定通知書の送付時に一緒にお送りします。 |
|-------|--|